

# 旭化成株式会社 第115期定時株主総会招集ご通知 (目次)

## 1.招集ご通知

(インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について)  
(インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ)

## 2.添付書類

### 営業報告書

#### .営業の概況

- 1.企業集団の営業の経過および成果
- 2.企業集団が対処すべき課題
- 3.営業成績および財産の状況の推移

#### .会社の概況

- 1.企業集団の主要な事業内容
- 2.企業集団の主要な営業所、工場および研究所
- 3.従業員の状況
- 4.株式の状況
- 5.自己株式の取得、処分等および保有の状況
- 6.主要な借入先の状況
- 7.企業結合の状況
- 8.取締役および監査役の状況
- 9.取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額
- 10.会計監査人に対する報酬等の額

### 連結貸借対照表

### 連結損益計算書

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 会計処理方法の変更

### 注記事項

### (ご参考)

#### 連結剰余金計算書の要旨

#### 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

### 貸借対照表

### 損益計算書

### 重要な会計処理方針に関する事項

### 会計処理方法の変更

### 利益処分案(第1号議案に関する添付書類)

### 会計監査人の監査報告書謄本(連結)

### 監査役会の監査報告書謄本(連結)

### 会計監査人の監査報告書謄本(単独)

### 監査役会の監査報告書謄本(単独)

## 3.株主総会参考書類

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 第115期利益処分案承認の件    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件          |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件         |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件       |
| 第5号議案 | 取締役および監査役の報酬額改定の件 |

# 株 主 各 位

大阪市北区堂島浜一丁目2番6号  
**旭化成株式会社**

代表取締役 山口 信夫  
取締役会長

## 第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、**当日ご出席願えない場合は、後記の参考書類をご検討いただきまして、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

### 【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、株主総会の会日の前日(平成18年6月28日(水))午後6時までには到着しますようにご返送ください。

### 【インターネットによる議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、株主総会の会日の前日(平成18年6月28日(水))午後6時までにご行使ください(2頁をご参照ください。)

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木)午前10時
2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目2番6号  
当社会議室(新ダイビル5階)

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第115期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 付議事項

- 第1号議案 第115期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上  
(次頁に続く)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られません。なお、代理人は1名とさせていただきます。

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ( <http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/shoushu/115.html> )において、掲載することによりお知らせいたします。

当社は、(株)CJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

### 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です [一部のインターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用できません。]
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使サイトにアクセスしていただき、議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417(24時間受付)  
<住所変更等用紙の請求> ☎0120-175-417(24時間受付)  
<その他の照会> ☎0120-176-417(平日9:00~17:00)

## （報告事項に関する添付書類）

# 営業報告書（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

## ・営業の概況

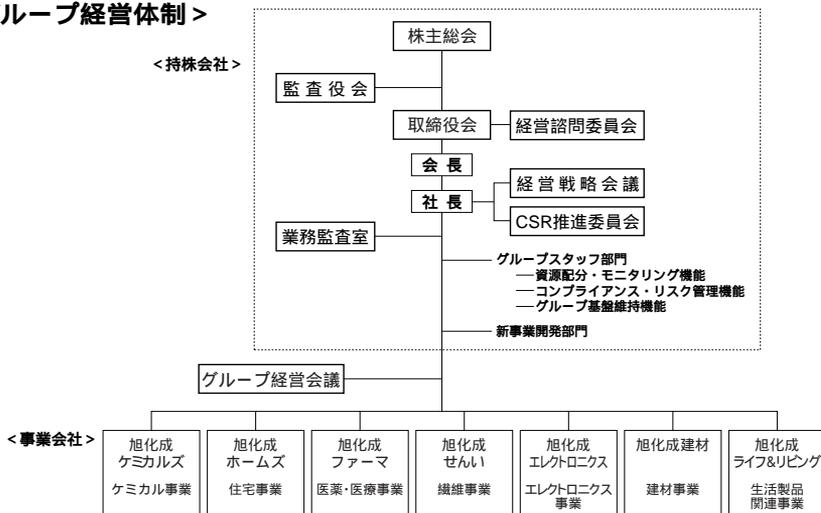
### 1. 企業集団の営業の経過および成果

(1) 当期における我が国経済は、民間設備投資の増加や好調な企業業績を背景に、景気回復の兆しが見られました。しかし、事業を取り巻く環境は、中国を中心とした世界の原油需要の急増により原油価格が上昇を続け、石油化学製品の原料となるナフサなどの原燃料価格が著しく高騰するなど、厳しい状況で推移しました。

このなかで、当社および連結子法人等（以下「当社グループ」と呼びます。）は、本年3月に終了した3カ年の中期経営計画「ISHIN - 05」において、「選び抜かれた多角化」の実現と、キャッシュフローを稼ぐ体質への転換を目指しました。これに基づき、当社グループでは、強い事業の一層の強化を図るとともに、平成15年10月には「分社・持株会社制」へ移行し、各事業会社のスピード経営と自主自立経営の徹底を図るなど、新たな経営マネジメント体制も構築しました。この結果、財務体質の強化が進み、売上高と当期純利益がともに2期連続で過去最高を記録するなど、「ISHIN - 05」の目標を達成しました。

これを受けて、本年4月から、平成22年度を最終目標とする新中期経営計画「Growth Action - 2010」をスタートさせました。この新中期経営計画は、拡大・成長に向けて事業ポートフォリオを転換し、さらなる企業価値の増大とブランド力の向上を目指すものです。

### <グループ経営体制>



当社グループの当期における連結業績は、海外需要が好調なケミカル事業や、IT 関連向け需要が旺盛なエレクトロニクス事業が売上を伸ばしたことなどから、連結売上高は 1 兆 4,986 億円で、前期比 1,209 億円の増収となりましたが、連結営業利益は 1,087 億円で、前期比 71 億円の減益となりました。

なお、当社グループでは、退職給付会計における数理計算上の差異を、発生の翌期の 1 年間で営業費用として処理する方法を採用しています。このため、連結営業利益の前期比 71 億円の減益には、数理計算上の差異償却による影響額（以下「数理計算上の差異」と呼びます。）の差額として 162 億円の減益要因（当期の数理計算上の差異 40 億円の益と前期の数理計算上の差異 202 億円の益の差額）が含まれています。この数理計算上の差異を除いた連結営業利益は 1,047 億円で、前期比 91 億円の増益となりました。

また、連結経常利益は 1,042 億円で、前期比 87 億円の減益となりましたが、連結当期純利益は 597 億円で、前期比 32 億円の増益となりました。

当期の単独業績は、連結子法人等からの配当などにより営業収益は 426 億円で、前期比 123 億円の増収となり、営業利益は 274 億円で、前期比 75 億円の増益となりました。また、経常利益は 270 億円で、前期比 67 億円の増益となり、当期純利益は 290 億円で、前期比 108 億円の増益となりました。

なお、当社グループおよび当社の営業成績は、次に掲げるとおりです。

#### 当社グループの連結営業成績

区 分	当期 (a)	前期 (b)	増減額 (a)-(b)
売 上 高	14,986 億円	13,777 億円	1,209 億円
営 業 利 益 (数理計算上の差異を除く営業利益)	1,087 (1,047)	1,158 (956)	71 (91)
経 常 利 益	1,042	1,129	87
当 期 純 利 益	597	565	32

#### 当社の営業成績

区 分	当期 (a)	前期 (b)	増減額 (a)-(b)
営 業 収 益	426 億円	303 億円	123 億円
営 業 利 益	274	199	75
経 常 利 益	270	203	67
当 期 純 利 益	290	182	108

当社グループの事業区分別の連結売上高および連結営業損益の内訳は、次に掲げるとおりです。なお、事業区分については、7つの事業会社に対応した事業区分に「サービス・エンジニアリング等」を加えた 8 事業区分としています。

## 連結売上高

事業区分	当期 (a)	前期 (b)	増減額 (a)-(b)
ケミカル事業	6,604 億円	5,702 億円	902 億円
住宅事業	4,045	3,758	288
医薬・医療事業	1,058	1,039	19
繊維事業	897	915	18
エレクトロニクス事業	1,029	930	98
建材事業	565	599	34
生活製品関連事業	519	591	72
サービス・エンジニアリング等	268	242	26
合計	14,986	13,777	1,209

## 連結営業損益

事業区分	当期 (a)	前期 (b)	増減額 (a)-(b)
ケミカル事業	405 億円 (15) 億円	378 億円 (58) 億円	27 億円 (43) 億円
住宅事業	282 (12)	290 (34)	8 (22)
医薬・医療事業	111 (2)	134 (24)	23 (21)
繊維事業	40 (6)	83 (19)	43 (13)
エレクトロニクス事業	193 (0)	176 (11)	17 (11)
建材事業	38 (0)	26 (15)	12 (15)
生活製品関連事業	48 (2)	61 (9)	12 (6)
サービス・エンジニアリング等	33 (-)	36 (-)	3 (-)
消去又は全社	63 (3)	25 (33)	39 (30)
合計	1,087 (40)	1,158 (202)	71 (162)

- (注) 1. 括弧内の数字は、数理計算上の差異であり、営業損益算出の内数です。  
 2. 昨年4月にレオナ繊維事業を旭化成せんい(株)から旭化成ケミカルズ(株)へ移管したことに伴い、当該事業の前期の売上高および営業損益を、「繊維事業」から「ケミカル事業」に組み替えて表記しています。

(2)次に、当社グループの主要事業区分別の営業状況についてご説明します。なお、(事業の概況)内の記述については、数理計算上の差異を除いた実績に基づき記載しています。また、前期との比較については、レオナ繊維事業の前期の売上高および営業損益を、繊維事業からケミカル事業に組み替えた上で行っていきます。

## <ケミカル事業>

ケミカル事業は、売上高6,604億円で、前期比902億円の増収となり、営業利益は405億円で、数理計算上の差異の益が43億円減少したものの、前期比27億円の増益となりました。

### (事業の概況)

汎用事業は、海外需要が堅調に推移したものの、原燃料価格高騰の影響を強く受け、業績は前期を下回りました。モノマー系事業は、アクリロニトリルやスチレンモノマーが原燃料価格高騰の影響を受け、業績は前期を下回りましたが、ポリマー系事業は、変性PPE樹脂「ザイロン™」などのエンジニアリング樹脂の市況改善に努めたことなどから、業績は前期を上回りました。

高付加価値系事業は、リチウムイオン二次電池用の微多孔膜「ハイポア™」が旺盛な需要に支えられ販売量を伸ばし、また、イオン交換膜法食塩電解システムのプラントおよびイオン交換膜の中国向けの販売が好調に推移したことなどから、業績は前期を上回りました。

なお、高付加価値系事業のうち水処理事業では、昨年8月に、中国において世界最大規模の膜分離活性汚泥法による排水処理設備を受注し、また、12月には、精密ろ過膜「マイクロザ™ - MF」が、シンガポール最大の水処理設備で採用されることが決まるなど、着実に世界市場で事業を拡大しています。

また、高機能ウレタン塗料などの原料であるHDI系ポリイソシアネート「デュラネート™」の需要拡大に対応するため、昨年11月に、中国において製造販売子会社である旭化成精細化工(南通)有限公司を設立し、来年春の稼働を目標に生産設備の建設を進めています。

アクリロニトリル、MMAについては、平成21年末の稼働を目指し、タイのPTT社と共同事業化の詳細検討を開始しました。特にアクリロニトリルについては、商業プラントとしては世界初となるプロパン法を採用し、完成後には当社グループの生産能力が世界最大規模となる予定です。

また、当社グループが世界で初めて開発した非ホスゲン法ポリカーボネート樹脂製造技術が、産業の発展に多大な貢献をした技術に贈られる大河内記念賞を受賞しました。この技術は、猛毒のホスゲンを使用せず、炭酸ガスを固定化するため環境に優しく、かつ製造コストも安価となる画期的な技術です。世界の石油化学メーカーから技術導入の希望も多く寄せられおり、積極的に技術ライセンス活動を進めています。

## <住宅事業>

住宅事業は、売上高4,045億円で、前期比288億円の増収となりましたが、営業利益は282億円で、数理計算上の差異の益が22億円減少したことが影響し、前期比8億円の減益となりました。

### (事業の概況)

建築請負・分譲事業は、マンション建替え事業において大型物件が竣

工したことや、建築請負単価が上昇したことなどから売上を伸ばしましたが、建築資材価格の高騰や施工革新に伴う先行投資の影響を受け、業績は前期を下回りました。

なお、当期の建築請負事業の受注実績については、建替え需要の掘り起こしに注力したことなどから、前期比115億円増加し、3,133億円となりました。

不動産事業およびリフォーム事業などの住宅周辺事業は、賃貸管理戸数が順調に増加したことや、既存物件のリフレッシュ工事が好調だったことから、業績は前期を上回りました。

なお、昨年4月に、世帯間の空間融通性を高め、将来の家庭環境の変化にフレキシブルに対応できる「ヘーベルハウス™ロングライフ二世帯住宅」を発売し、また、9月には、低層賃貸住宅の差別化商品として、重層長屋形式の2階建賃貸住宅「ヘーベルメゾン™コートヴィラ」を発売しました。

### < 医薬・医療事業 >

医薬・医療事業は、売上高1,058億円で、前期比19億円の増収となりましたが、営業利益は111億円で、数理計算上の差異の益が21億円減少したことも影響し、前期比23億円の減益となりました。

#### (事業の概況)

医薬事業は、カルシトニン製剤「エルシトニン™」が競争激化の影響を受けましたが、排尿障害治療薬「フリバス™」、抗うつ薬「トレドミン™」が売上を伸ばしたことなどから、業績は前期を上回りました。

医療事業は、ポリスルホン膜人工腎臓「APS™」の生産設備を増強したことなどから、販売量が国内、海外ともに拡大しましたが、設備増強による償却負担の増加などにより、業績は前期を下回りました。

なお、昨年6月に、ノバルティスファーマ(株)の非ステロイド性鎮痛消炎剤「ボルタレン™」の共同プロモーションを開始し、また、本年3月には、旭化成ファーマ(株)の血管拡張剤「エリル™」の中国における販売促進活動を、エーザイ(株)に委託する契約を結ぶなど、積極的に他社との連携を図り、より効率的な事業拡大を進めています。

また、昨年11月に、人工腎臓の需要の増加に対応するため、中国において人工腎臓の組立工場を新設し、引き続き本年4月には、同工場の生産能力の増強を決定しました。

### < 繊維事業 >

繊維事業は、売上高897億円で、前期比18億円の減収となり、営業利益は40億円で、数理計算上の差異の益が13億円減少したことも影響し、前期比43億円の減益となりました。

#### (事業の概況)

ポリウレタン弾性繊維「ロイカ™」は、原料価格の高騰に加えて競争

激化による販売価格下落の影響を受け、業績は前期を下回りましたが、裏地などに使われるセルロース繊維「ベンベルグ™」は、海外向けの販売が好調に推移したことから、業績は前期を上回りました。

合繊長繊維不織布「エルタス™」などの不織布事業は、紙オムツ向けや使い捨てカイロ向け製品の販売量が伸びましたが、原燃料価格の高騰の影響を強く受け、業績は前期を下回りました。

なお、ドイツのランクセス・グループからポリウレタン弾性繊維事業を買収し、本年3月に、ドイツ、米国それぞれに生産販売拠点を置くこととなりました。これにより、ポリウレタン弾性繊維事業は、日本、中国、台湾、タイを含めた世界6拠点での生産販売体制を確立し、一層の事業拡大を目指します。

### <エレクトロニクス事業>

エレクトロニクス事業は、売上高1,029億円で、前期比98億円の増収となり、営業利益は193億円で、数理計算上の差異の益が11億円減少したものの、前期比17億円の増益となりました。

#### (事業の概況)

電子部品系事業は、携帯電話やDVDレコーダーなどのIT機器やデジタル家電用途での好調な需要を背景に、業績は前期を上回り、また、電子材料系事業は、中国の生産設備の増強を行ったプリント配線基板用ドライフィルムレジスト「サンフォート™」が販売量を伸ばしたことなどから、業績は前期を上回りました。

なお、昨年5月に、宮崎県延岡市での大型ペリクルの第2系列の増設が終了し、稼動を開始しました。また、11月には、旭化成電子(株)が、自動車のモーター制御などに使用される高精度の非接触回転角センサのサンプル出荷を開始し、さらに、旭化成マイクロシステム(株)が、携帯電話のGPS歩行者ナビゲーション機能に使用される、世界最小・最薄サイズの6軸電子コンパスを開発するなど、積極的な製品開発を行っています。

### <建材事業>

建材事業は、売上高565億円で、前期比34億円の減収となりましたが、営業利益は38億円で、数理計算上の差異の益が15億円減少したものの、前期比12億円の増益となりました。

#### (事業の概況)

建築・住宅資材事業は、軽量気泡コンクリート「ヘーベル™」が、国内での大型商業店舗、工場の新設や、賃貸マンションなどの共同住宅の着工が増えたことから堅調に推移し、「ヘーベル™パワーボード」も新規ユーザーの開拓を進めて販売量を伸ばし、コスト削減にも努めた結果、業績は前期を上回りました。

パイル事業は、既製コンクリートパイルの売上が減少したものの、中小規模建築向けパイルの「EAZET™」や「ATTコラム™」が新規市場の開拓に注力したことから、業績は前期を上回りました。

断熱材事業は、高機能断熱材「ネオマ<sup>TM</sup>フォーム」が、木造戸建住宅建設の低迷と原料価格高騰の影響を受けたことなどから、業績は前期を下回りました。

なお、昨年11月に、独自技術で開発した繊維強化セメント屋根材「ナノルーフ<sup>TM</sup>」を本格発売しました。また、本年1月には、旭化成ホームズ(株)の「ヘーベルハウス<sup>TM</sup>フレックス」に使用されている、現場溶接が不要な角形鋼管柱継手工法「イーカブラ<sup>TM</sup>」を、一般建築用部材として全国販売を開始しました。

### <生活製品関連事業>

生活製品関連事業は、売上高519億円で、大日本インキ化学工業(株)との合併会社であるサンディック(株)に、二軸延伸ポリスチレンシート事業を移管した影響で、前期比72億円の減収となりました。また、営業利益は48億円で、数理計算上の差異の益が6億円減少したことも影響し、前期比12億円の減益となりました。

#### (事業の概況)

ホームプロダクツ事業は、原料価格高騰の影響を受けましたが、「サランラップ<sup>TM</sup>」の販売が順調に推移したことや、「サラン<sup>TM</sup>繊維」の輸出量が増加したことなどにより、業績は堅調に推移しました。

緩衝材や包装材を取り扱うパッケージング事業は、原料価格高騰の影響を強く受け、市況改善に努めたものの、業績は前期を下回りました。

なお、本年3月には、食品保存用品「ジップロック<sup>TM</sup>」シリーズの新製品として、フタの密閉性に優れる「ジップロック<sup>TM</sup>スクリュウロック」を発売しました。

### <サービス・エンジニアリング等>

サービス・エンジニアリング事業などにおいては、売上高268億円で、前期比26億円の増収となりました。しかし、昨年4月に、TIS(株)に当社の保有する旭化成情報システム(株)の株式の過半数を譲渡し、同社が連結子法人等から外れた影響を受け、営業利益は33億円で、前期比3億円の減益となりました。

#### (事業の概況)

エンジニアリング事業は、好調な設備投資を背景に国内プラント事業が順調に推移し、業績は前期を上回りました。

人材派遣・紹介事業は、人材派遣業が好調に推移したことに加え、営業拠点を増やしたことにより順調に売上を伸ばし、業績は前期を上回りました。

### <新規事業・研究開発>

当社では、昨年8月に、新事業創出を一層加速させるため新事業本部を発足させ、基礎研究から事業開発、事業化までを一貫して取り組める体制を構築しました。新事業本部においては、本年4月にスタートした

新中期経営計画「**Growth Action - 2010**」の目標を達成するべく、エレクトロニクス材料分野、医療分野、情報技術分野を中心に研究開発を進めており、なかでも、今後グローバル規模での成長が期待されているエレクトロニクス材料分野に、重点的に資源を投入しています。

また、各事業会社の研究開発部門においては、それぞれの事業展開に必要な研究開発と、既存事業周辺領域での新事業開発を行っています。

(3) 当社グループの**当期の設備投資**の総額は663億円で、当期に完成または建設中の主要設備は、次に掲げるとおりです。

当期完成

- ・ポリスルホン膜人工腎臓「**APS<sup>TM</sup>**」製造設備能力増強(年産600万本)  
[医薬・医療事業]
- ・大型ペリクル製造設備能力増強 [エレクトロニクス事業]

当期建設中

- ・微多孔膜「**ハイポア<sup>TM</sup>**」製造設備能力増強(年産3,600万m<sup>2</sup>)  
[ケミカル事業]
- ・新プロピレン製造設備(オメガプロセス)の新設 [ケミカル事業]
- ・HDI系ポリイソシアネート「**デュラネート<sup>TM</sup>**」生産設備の新設(中国)[ケミカル事業]
- ・LSI製造設備能力増強 [エレクトロニクス事業]

(4) **当期の資金調達**については、当社グループは、新規の資金調達を借入金で総額279億円実施しました。また、社債償還、借入金返済を総額455億円実施しました。

(注) 上記の記載金額は、億円未満を四捨五入して、億円単位で表示しています。

## 2. 企業集団が対処すべき課題

我が国経済は、個人消費が回復し、民間企業の設備投資が増加するなど、着実な景気回復傾向にあります。著しい原燃料価格の高騰により企業収益が圧迫されるなど、事業を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

このようななかで、当社グループでは、本年度を初年度とする新中期経営計画「**Growth Action - 2010**」をスタートさせました。これは、本年3月に終了した中期経営計画「**ISHIN - 05**」によって強化された収益力と良好な財務体質を基盤に、戦略投資を実行することで、拡大・成長に向けて事業ポートフォリオを転換し、企業価値の増大とブランド力の向上を目指すものです。そのために、グローバル型事業の拡大と、国内型事業の高度化を戦略の柱として、ケミカル系事業のモノマー分野と高機能分野、エレクトロニクス事業および医療事業の4分野を中心に、今後5年間で4,000億円規模の戦略投資の実行を目指します。この「**Growth**

「Action-2010」の戦略を確実に実行することが、当社グループにとっての最重要課題であると認識しています。

また、当社グループでは、地球環境や社会との調和を目指した事業運営を徹底するため、昨年4月に当社社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置し、11月に開催された同委員会において、「コンプライアンスの徹底」、環境・安全活動である「レスポンシブル・ケア(RC)の推進」などを行動方針として掲げました。今後、この行動方針に基づいたCSR活動を、国内のみならず海外においても強化していきます。

また、昨年10月に、適切な内部統制システムを整備・運用するために「内部統制整備プロジェクト」を設置し、一層の経営品質の向上を目指すとともに、新会社法施行後の最初の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決定することにしています。

株主各位におかれましては、従来と変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 営業成績および財産の状況の推移

#### (1) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単 位	平成14年度 (第112期)	平成15年度 (第113期)	平成16年度 (第114期)	平成17年度 (第115期) 当期
売上高	百万円	1,193,615	1,253,534	1,377,697	1,498,620
営業利益	百万円	61,555	60,932	115,809	108,726
経常利益	百万円	50,389	53,643	112,876	104,166
当期純利益 : 当期純損失	百万円	66,791	27,672	56,454	59,668
1株当り当期純利益 : 1株当り当期純損失	円	47.63	19.62	40.16	42.46
総資産	百万円	1,212,374	1,249,206	1,270,057	1,376,044
純資産	百万円	407,639	450,451	511,726	594,211
1株当り純資産	円	290.92	321.41	365.43	424.34

- (注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益(当期純損失)、総資産、純資産は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。
2. 前期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第1項に規定する連結計算書類を作成しています。したがって、第112期および第113期の各期の数値については、同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていませんが、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査証明を受けています。

3. 1株当り当期純利益(当期純損失)は期中平均発行済株式総数、1株当り純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。
4. 第113期から1株当り当期純利益(当期純損失)および1株当り純資産については、当期純利益および純資産から役員賞与金を除いて算出しています。
5. 第112期の売上高は、住宅・建材事業の低迷で前期に比し減少しましたが、ケミカル事業、エレクトロニクス事業、医薬・医療事業が順調に推移したことから、経常利益は、前期に比し増加しました。当期純利益については、退職給付会計の費用処理方法変更に伴う特別損失と「分社・持株会社制」への移行を控えた事業構造改善のための費用が増加し、当期純損失を計上しました。
6. 第113期においては、ケミカル事業、エレクトロニクス事業、医薬・医療事業が順調に推移したこと、売上高、経常利益は前期に比し増加し、当期純利益は、前期に退職給付会計における過年度数理計算上の差異を特別損失として一括処理したことなどから、前期に比し増加しました。
7. 第114期においては、ケミカル事業が旺盛な海外需要に支えられ、また、住宅事業が前期の受注残を順調に売上に結びつけたことから、売上高、経常利益、当期純利益および1株当り当期純利益は、前期に比し増加しました。
8. 第115期においては、海外需要が好調なケミカル事業や、IT向け需要が旺盛なエレクトロニクス事業が売上を伸ばしたことなどから、売上高、当期純利益は前期に比し増加しましたが、退職給付会計における数理計算上の差異の益が減少したこと、営業利益は前期に比し減少しました。

## (2) 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単 位	平成14年度 (第112期)	平成15年度 (第113期)	平成16年度 (第114期)	平成17年度 (第115期) 当期
営業収益	百万円	906,379	431,010	30,319	42,649
経常利益	百万円	32,254	3,841	20,321	27,013
当期純利益 : 当期純損失	百万円	67,665	1,737	18,169	29,010
1株当り当期純利益 : 1株当り当期純損失	円	48.25	1.19	12.91	20.67
総 資 産	百万円	1,016,759	688,717	663,219	706,371
純 資 産	百万円	334,502	344,806	361,123	399,749
1株当り純資産	円	238.71	246.08	257.82	285.52

- (注) 1. 営業収益、経常利益、当期純利益(当期純損失)、総資産、純資産は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。
2. 1株当り当期純利益(当期純損失)は期中平均発行済株式総数、1株当り純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。
  3. 第113期から1株当り当期純利益(当期純損失)および1株当り純資産については、当期純利益および純資産から役員賞与金を除いて算出しています。

## ．会社の概況

(平成18年3月31日現在)

### 1．企業集団の主要な事業内容

事業区分	主要な製品・事業
ケミカル事業	<p>&lt;モノマー系事業&gt; アンモニア、硝酸、カ性ソーダ、高度化成肥料、アクリロニトリル、スチレンモノマー、アジピン酸、MMAモノマーなど</p> <p>&lt;ポリマー系事業&gt; ポリエチレン「サンテック<sup>TM</sup>」、スチレン系樹脂「スタイラック<sup>TM</sup>-AS」・「スタイラック<sup>TM</sup>-ABS」、MMA樹脂、合成ゴム、SBRラテックス、ポリアセタール樹脂「テナック<sup>TM</sup>」、変性PPE樹脂「ザイロン<sup>TM</sup>」、ナイロン66樹脂・繊維「レオナ<sup>TM</sup>」など</p> <p>&lt;高付加価値系事業&gt; 塗料原料、医薬・食品用添加剤「セオラス<sup>TM</sup>」、火薬類、金属加工品、感光性樹脂・製版システム「APR<sup>TM</sup>」、板状感光性樹脂「AFP<sup>TM</sup>」、高分子中空糸膜「マイクロザ<sup>TM</sup>-UF」・「マイクロザ<sup>TM</sup>-MF」、微多孔膜「ハイポア<sup>TM</sup>」、イオン交換膜電解装置など</p>
住宅事業	「ヘーベルハウス <sup>TM</sup> 」、「ヘーベルメゾン <sup>TM</sup> 」、マンション事業、都市開発事業、リフォーム事業、不動産事業、金融事業など
医薬・医療事業	医薬品（「エルシトニン <sup>TM</sup> 」、「フリバス <sup>TM</sup> 」、「トレドミン <sup>TM</sup> 」など）、医薬品原料、機能性食品素材、診断薬、診断薬用酵素、ウイルス除去フィルター「プラノバ <sup>TM</sup> 」、ポリスルホン膜人工腎臓「APS <sup>TM</sup> 」、吸着型血液浄化器「セルソーバ <sup>TM</sup> 」など
繊維事業	ポリウレタン弾性繊維「ロイカ <sup>TM</sup> 」、セルロース繊維「ベンベルグ <sup>TM</sup> 」、スパンボンド「エルタス <sup>TM</sup> 」、人工皮革「ラムース <sup>TM</sup> 」、ポリエステル長繊維など
エレクトロニクス事業	感光性ポリイミド樹脂「パイメル <sup>TM</sup> 」、感光性ドライフィルムレジスト「サンフォート <sup>TM</sup> 」、LSI、ホール素子、プリント基板用ガラス長繊維織物など
建材事業	軽量気泡コンクリート（「ヘーベル <sup>TM</sup> 」など）、パイル、高機能断熱材「ネオマ <sup>TM</sup> フォーム」、人工魚礁など
生活製品関連事業	「サランラップ <sup>TM</sup> 」、「ジップロック <sup>TM</sup> 」、各種フィルム・シート、発泡体など
サービスエンジニアリング	エンジニアリング事業、人材派遣・紹介事業など

### 2．企業集団の主要な営業所、工場および研究所

事業区分	名称および所在地	
当 社	営業所	大阪本社（大阪府）、東京本社（東京都）、延岡支社（宮崎県）、富士支社（静岡県）
	研究所	研究開発センター・柴崎研究室・吉野研究室（静岡県）、情報技術研究所（神奈川県）

事業区分	名称および所在地	
ケミカル事業	営業所	旭化成ケミカルズ(株)(東京都)
	工場	川崎製造所(神奈川県、千葉県)、肥料工場・樹脂成形工場・感光材工場・マイクロザ工場(静岡県)、ハイボア工場(滋賀県)、和歌山工場(和歌山県)、水島製造所(岡山県)、筑紫野工場(福岡県)、大分工場(大分県)、薬品工場・レオナ樹脂・原料工場・レオナ繊維工場・日向化学品工場・東海工場・セオラス製造部・雷管工場(宮崎県)、東西石油化学(株)(韓国)、旭化成プラスチックシンガポール(シンガポール)、旭サーモフィル(米国、英国、フランス)、旭化成プラスチックタイランド(タイ)
	研究所	化学技術研究所(岡山県)、製品開発研究所(神奈川県)
住宅事業	営業所	旭化成ホームズ(株)(東京都) 旭化成リフォーム(株)(東京都) 旭化成不動産(株)(東京都)
医薬・医療事業	営業所	旭化成ファーマ(株)(東京都) 旭化成メディカル(株)(東京都)
	工場	大仁医薬工場・神島医薬工場・大仁診断薬工場(静岡県)、名古屋医薬工場(愛知県)、延岡医薬工場・恒富工場・岡富工場・プラノバ工場(宮崎県)、人工腎臓工場・セバセル工場(大分県)、旭化成医療機器(杭州)有限公司(中国)
	研究所	医薬研究開発本部(静岡県)
繊維事業	営業所	旭化成せんい(株)(大阪府)
	工場	ロイカ工場・スパンボンド工場(滋賀県)、ベンベルグ工場・エステル工場・不織布工場(宮崎県)、旭化成エルタス(株)(宮崎県)、杭州旭化成アンロン有限公司(中国)、タイ旭化成スパンデックス(タイ)、台塑旭化成繊維股份有限公司(台湾)
	研究所	研究開発センター(大阪府、宮崎県)
エレクトロニクス事業	営業所	旭化成エレクトロニクス(株)(東京都) 旭化成マイクロシステム(株)(東京都) 旭化成電子(株)(東京都) 旭シューエーベル(株)(東京都)
	工場	電子材料工場・基板材料工場(静岡県)、守山工場(滋賀県)、延岡工場・延岡製造所(宮崎県)、旭化成電子材料(蘇州)有限公司(中国)、旭シューエーベル台湾(台湾)
	研究所	研究開発センター(神奈川県、静岡県)

事業区分	名称および所在地	
建 材 事 業	営業所	旭化成建材(株)(東京都)
	工場	白老工場(北海道)、境工場・ネオマフォーム工場(茨城県)、穂積工場(岐阜県)、岩国工場(山口県)
	研究所	建材研究所(茨城県)
生活製品関連事業	営業所	旭化成ライフ&リビング(株)(東京都) 旭化成ボックス(株)(東京都)
	工場	サランラップ工場・鈴鹿工場(三重県)、サラン工場(宮崎県)
	研究所	技術開発センター(三重県)
サービス・エンジニアリング等	営業所	(株)旭リサーチセンター(東京都) 旭ファイナンス(株)(東京都) 旭化成エンジニアリング(株)(東京都) 旭化成アミダス(株)(東京都)

(注) 上記の子法人等の営業所については、本店所在地を記載しています。なお、上記記載内容は、本年4月1日現在のものです。

### 3. 従業員の状況

#### (1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	項目	従業員数	前期末比増減
当	社	806 名	26 名
	ケミカル事業	5,757	325
	住宅事業	4,714	90
	医薬・医療事業	3,640	50
	繊維事業	2,190	313
	エレクトロニクス事業	2,564	99
	建材事業	1,232	191
	生活製品関連事業	1,136	79
	サービス・エンジニアリング等	991	447
	計	23,030	790

#### (2) 当社の従業員の状況

性別	項目	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	性	630 名	37 名	42.6 才	19.0 年
女	性	176	11	39.5	18.3
	計	806	26	42.4	18.8

#### 4. 株式の状況

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 4,000,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数     | 1,442,616,332株 |
| (3) 当期末株主数       | 132,452名       |
| (4) 大株主の状況       |                |

株主名	大株主の当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	78,285千株	5.43%	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	71,282	4.94	-	-
日本生命保険相互会社	67,183	4.66	-	-
旭化成グループ従業員持株会	40,956	2.84	-	-
株式会社三井住友銀行	35,404	2.45	-	-
第一生命保険相互会社	32,150	2.23	-	-
東京海上日動火災保険株式会社	31,100	2.16	-	-
明治安田生命保険相互会社	24,558	1.70	-	-
野村證券株式会社	22,642	1.57	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	20,682	1.43	-	-

- (注)1. 当社は、株式会社三井住友銀行の株式を直接保有していませんが、同行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式20,485株(出資比率0.28%)を保有しています。
2. 当社は、東京海上日動火災保険株式会社の株式を直接保有していませんが、同社の持株会社である株式会社ミレアホールディングスの株式220株(出資比率0.01%)を保有しています。
3. 出資比率は、小数第3位以下を四捨五入して表示しています。

#### 5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

##### (1) 取得した株式

普通株式	596,492株
取得価額の総額	370,501,505円
上記のうち	
特定の者から買い受けた株式	0株
取締役会決議により買い受けた株式	0株

(注) 取得した株式は、すべて単元未満株式の買取り請求にともない取得したものです。

- (2) 処分した株式  
 普通株式 56,849株  
 処分価額の総額 22,865,294円  
 (注) 処分した株式は、すべて単元未満株式の買増し請求にともない  
 売渡したものです。
- (3) 失効手続きをした株式 0株
- (4) 当期末において保有する株式  
 普通株式 42,772,056株

## 6. 主要な借入先の状況

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式の数および出資比率
日本生命保険相互会社	9,000 百万円	67,183 千株 4.66 %
明治安田生命保険相互会社	6,800	24,558 1.70
住友生命保険相互会社	6,700	19,517 1.35
第一生命保険相互会社	5,700	32,150 2.23
朝日生命保険相互会社	5,000	14,737 1.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,000	10,080 0.70
長野県信用農業協同組合連合会	5,000	- -
株式会社三井住友銀行	3,000	35,404 2.45
株式会社みずほコーポレート銀行	3,000	20,269 1.41
大阪府信用農業協同組合連合会	3,000	- -

- (注) 1. 出資比率は、小数第3位以下を四捨五入して表示しています。  
 2. 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。

## 7. 企業結合の状況

### (1) 重要な子法人等および関連会社の状況

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ケミカル事業	旭化成ケミカルズ(株)	百万円 3,000	100.0 %	石油化学製品、機能製品などの製造、販売
	山陽石油化学(株) <sub>1</sub>	2,000	100.0	石油化学原料の製造、販売
	日本エラストマー(株) <sub>1</sub>	1,000	75.0	合成ゴムの製造、販売
	東西石油化学(株)	50,642 百万 ウォン	100.0	アクリロニトリル、青化ソーダなどの製造、販売
	Asahi Kasei Plastics Singapore Pte .Ltd. <sub>1</sub>	46,000 千 米ドル	100.0	機能樹脂の製造、販売

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ケミカル事業	Asahi Kasei Plastics ( America ) Inc. <sup>1</sup>	31,955 千米ドル <sub>2</sub>	100.0 %	樹脂コンパウンド製品の販売
	Asahi Chemical Intermediates ,Inc. <sup>1</sup>	16,400 千米ドル	100.0	アクリロニトリルなどの販売
	AK&N( UK )Ltd . <sup>1</sup>	11,100 千英ポンド	65.0	樹脂コンパウンドの製造・販売会社の持株会社
	旭有機材工業(株)	5,000 百万円	30.1	合成樹脂および化学製品の製造、加工、販売
住宅事業	旭化成ホームズ(株)	3,250	100.0	住宅の設計、施工および販売
	旭化成住工(株) <sup>3</sup>	2,820	100.0	住宅用鉄骨部材などの製造、販売
	旭化成モーゲージ(株) <sup>3</sup>	500	100.0	金融サービス
	旭化成リフォーム(株) <sup>3</sup>	250	100.0	住宅の防水、外装のリフォーム、増改築
	旭化成不動産(株) <sup>3</sup>	200	100.0	不動産の賃貸管理、売買仲介、販売代理
医薬医療事業	旭化成ファーマ(株)	3,000	100.0	医薬品、医療機器の製造、販売
	旭化成メディカル(株) <sup>4</sup>	800	100.0	人工腎臓その他医療機器の製造、販売
	旭化成医療機器(杭州)有限公司 <sup>5</sup>	10,000 千米ドル	100.0	人工腎臓の組立
繊維事業	旭化成せんい(株)	3,000 百万円	100.0	繊維製品の製造、販売
	杭州旭化成アンロン有限公司 <sup>6</sup>	132 百万円	100.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売
	杭州旭化成紡織有限公司 <sup>6</sup>	78 百万円	82.5	ポリウレタン弾性繊維の経編生地の編立、染色
	Thai Asahi Kasei Spandex Co.,Ltd . <sup>6</sup>	520 百万バーツ	60.0	ポリウレタン弾性繊維の製造、販売
エレクトロクス事業	旭化成エレクトロニクス(株)	3,000 百万円	100.0	電子部品、電子材料の製造、販売
	旭化成マイクロシステム(株) <sup>7</sup>	14,000	100.0	半導体集積回路の設計、製造、販売
	旭シュエーベル(株) <sup>7</sup>	648	100.0	ガラス長繊維織物の製造、販売
	旭化成電子(株) <sup>7</sup>	400	100.0	電子部品の製造、販売

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エレクトロニクス事業	旭化成電子材料(蘇州)有限公司 <sup>7</sup>	60 百万円	100.0 %	電子材料の製造、販売
	Asahi-Schwebel (Taiwan) Co., Ltd. <sup>8</sup>	325,795 千台湾ドル	51.0	ガラス長繊維織物の製造、販売
建築材	旭化成建材(株)	3,000 百万円	100.0	建築・土木資材の製造、販売
生活製品関連事業	旭化成ライフ&リビング(株)	3,000	100.0	包装材料、緩衝材などの製造、販売
	旭化成パックス(株) <sup>9</sup>	490	100.0	合成樹脂製品の製造、加工、販売
サービスエンジニアリング等	(株)旭リサーチセンター	3,000	100.0	情報収集、調査、出版、コンサルティング業
	旭ファイナンス(株)	800	100.0	債券の売買、資金貸付など
	旭化成エンジニアリング(株)	400	100.0	機器、装置、土木、建築に関する設計、施工、販売および修繕
	旭化成アマダス(株)	80	100.0	人材派遣・紹介業

- (注) 1. 1の会社については、旭化成ケミカルズ(株)を通じて間接所有しているものです。  
2. 2の資本金は、資本準備金を含んでいます。  
3. 3の会社については、旭化成ホームズ(株)を通じて間接所有しているものです。  
4. 4の会社については、旭化成ファーマ(株)を通じて間接所有しているものです。  
5. 5の会社については、旭化成メディカル(株)を通じて間接所有しているものです。  
6. 6の会社については、旭化成せんり(株)を通じて間接所有しているものです。  
7. 7の会社については、旭化成エレクトロニクス(株)を通じて間接所有しているものです。  
8. 8の会社については、旭シュエーベル(株)を通じて間接所有しているものです。  
9. 9の会社については、旭化成ライフ&リビング(株)を通じて間接所有しているものです。

## (2) 重要な企業結合の経過

杭州旭化成紡織有限公司については、平成18年2月6日付で、伊藤忠商事(株)より20%の出資持分を、新たに譲り受けました。旭化成情報システム(株)については、当社が保有していた100%の株式のうち51%を、TIS(株)に平成17年4月1日付で譲渡しました。  
平成18年4月1日付でAJS(株)に商号変更しました。

## (3) 重要な企業結合の成果

上記(1)に記載した重要な子法人等を含め、当期の連結子法人等は105社、持分法適用会社は55社です。その成果は、「 . 営業の概況 1. 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりです。

## 8 . 取締役および監査役の状況

代表取締役 取締役会長	山 口 信 夫	
代表取締役 取締役社長	蛭 田 史 郎	〔社長執行役員〕
取 締 役	伊 藤 一 郎	〔副社長執行役員、経営戦略・経理財務担当、内部統制整備プロジェクト長〕
取 締 役	甲 賀 国 男	〔専務執行役員、環境安全・生産技術・PL担当〕
取 締 役	洪 川 賢 一	〔常務執行役員、総務・購買・コンプライアンス担当〕
取 締 役	水 谷 茂	〔執行役員、環境安全・生産技術・PL担当補佐、延岡支社長〕
取 締 役	辻 田 清 *	〔執行役員、人財・労務担当、人財・労務部長〕
常勤監査役	土 屋 友 二	
常勤監査役	中 前 憲 二 *	
監 査 役	坂 本 秀 文	
監 査 役	和 食 克 雄	

( 監査役坂本秀文氏および監査役和食克雄氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役です。なお、上記記載内容は、本年4月1日現在のものです。)

### (注) 当期中の取締役および監査役の異動

#### (1) 就 任

上記で\*印を付した各氏は、平成17年6月29日開催の第114期定時株主総会において、新たに取締役または監査役に選任され、同日付にて就任しました。

#### (2) 退 任

次の各氏は、平成17年6月29日付にて取締役または監査役を退任しました。

河 野 満 男	〔取締役〕
都 築 勝 昭	〔常勤監査役〕

## 9. 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	8 名	百万円 202	5 名	百万円 70	13 名	百万円 272
利益処分による役員賞与	7	63	4	18	11	81
株主総会決議に基づく退職慰労金	1	52	1	33	2	84
計		317		121		437

- (注)1. 上記の報酬金額には、使用人兼務取締役の使用人給与と相当額(賞与を含む。)26百万円を含んでいません。
2. 取締役の報酬限度額は、月額30百万円以内です(平成15年6月27日開催の第112期定時株主総会にて決議されました。)
3. 監査役 of 報酬限度額は、月額10百万円以内です(平成16年6月29日開催の第103期定時株主総会にて決議されました。)
4. 平成18年3月31日現在の役員数は、取締役7名、監査役4名です。
5. 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。

## 10. 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	133 百万円
上記の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社および当社の子法人等が、会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	130
上記の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	50

- (注)1. 上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入して、百万円単位で表示しています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、この金額には「証券取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

以 上

## 連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	<b>(774 916)</b>
<b>流動資産</b>	<b>644 192</b>	<b>流動負債</b>	<b>439 724</b>
現金及び預金	86 422	支払手形及び買掛金	132 980
受取手形及び売掛金	269 509	短期借入金	56 222
有価証券	446	一年以内償還予定社債	23 000
棚卸資産	214 062	未払法人税等	19 511
繰延税金資産	29 385	未払費用	110 231
その他	45 828	前受金	48 878
貸倒引当金	1 460	その他	48 902
<b>固定資産</b>	<b>731 852</b>	<b>固定負債</b>	<b>335 193</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>414 368</b>	社債	84 000
建物及び構築物	155 630	長期借入金	72 300
機械装置及び運搬具	170 364	繰延税金負債	27 781
土地	55 240	退職給付引当金	131 617
建設仮勘定	18 108	役員退職慰労引当金	816
その他	15 026	預り保証金	18 306
<b>無形固定資産</b>	<b>33 094</b>	その他	373
連結調整勘定	5 700	<b>(少数株主持分)</b>	<b>(6 917)</b>
その他	27 394	少数株主持分	6 917
<b>投資その他の資産</b>	<b>284 390</b>	<b>(資本の部)</b>	<b>(594 211)</b>
投資有価証券	248 617	資本金	103 389
長期貸付金	3 043	資本剰余金	79 433
繰延税金資産	8 915	利益剰余金	342 450
その他	24 680	再評価積立金	966
貸倒引当金	864	その他有価証券評価差額金	85 384
		為替換算調整勘定	99
		自己株式	17 311
<b>資産合計</b>	<b>1 376 044</b>	<b>負債、少数株主持分及び資本合計</b>	<b>1 376 044</b>

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

## 連結損益計算書 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円                  百万円
<b>(経常損益の部)</b>	
<b>営業損益の部</b>	
営業収入益	1 498 620
売上高	1 498 620
営業費用	1 389 894
売上原価	1 127 530
販売費及び一般管理費	262 364
<b>営業利益</b>	<b>108 726</b>
<b>営業外損益の部</b>	
営業外収入益	7 416
受取利息及び配当金	2 653
持分法による投資利益	536
雑収入益	4 227
営業外費用	11 976
支払利息	3 570
雑損失	8 406
<b>経常利益</b>	<b>104 166</b>
<b>(特別損益の部)</b>	
<b>特別利益</b>	<b>5 880</b>
固定資産売却益	5 670
貸倒引当金戻入益	210
<b>特別損失</b>	<b>15 565</b>
投資有価証券売却損	854
投資有価証券評価損	703
固定資産処分損	7 039
減損損失	3 799
構造改善費用	3 171
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>94 481</b>
法人税、住民税及び事業税	38 963
法人税等調整額	4 417
<b>少数株主利益</b>	<b>267</b>
<b>当期純利益</b>	<b>59 668</b>

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子法人等の状況

- ・ 連結子法人等の数.....105社
- ・ 主要な連結子法人等の名称.....第115期営業報告書の「 会社の概況 7 企業結合の状況」に記載しているため、省略している。

なお、当連結会計年度より、連結計算書類に与える影響が重要となってきた持分法適用の非連結子法人等 1 社を連結子法人等とした。

また、株式を当社企業集団外の他社へ一部売却したこと等により、2 社を連結の範囲から除いている。

#### (2) 非連結子法人等の状況

- ・ 主要な非連結子法人等の名称.....旭化成メタルズ(株)  
旭化成ファインケム(株)等
- ・ 連結の範囲から除いた理由.....非連結子法人等は、いずれも小規模であり、合計の総資産・売上高・当期純損益(持分相当額)及び、利益剰余金(持分相当額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いている。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子法人等または関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子法人等または関連会社数.....55社
- ・ 主要な非連結子法人等の名称.....旭化成メタルズ(株)  
旭化成ファインケム(株)等
- ・ 主要な関連会社の名称.....旭有機材工業(株)等

#### (2) 持分法を適用していない非連結子法人等または関連会社の状況

- ・ 主要な非連結子法人等の名称.....旭化成分離膜装置(杭州)有限公司  
旭化成精細化工(南通)有限公司 等
- ・ 主要な関連会社の名称.....南陽化成(株)等
- ・ 持分法を適用しない理由.....各社の当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除いている。

なお、当連結会計年度より、連結計算書類に与える影響が重要となってきた、非連結子法人等 2 社、関連会社 1 社を持分法適用会社とし、株式を当社企業集団外の他社へ一部売却したこと等により、連結子法人等 2 社を持分法適用の関連会社へ変更した。

また、連結計算書類に与える影響が重要となってきた持分法適用の非連結子法人等 1 社を連結子法人等に変更し、清算したことにより 2 社を持分法適用会社から除いている。

- (3) 持分法適用手続に関する特記事項...持分法適用会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用している。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、東西石油化学(株)、Asahi Kasei Plastics(America) Inc.、AK&N(UK) Ltd.、Asahi Kasei Plastics Singapore Pte. Ltd.、杭州旭化成アンロン

有限公司、杭州旭化成紡織有限公司、旭化成香港有限公司、旭化成電子材料(蘇州)有限公司等23社の事業年度の末日は、平成17年12月31日、(株)キユーアサ(旧九州旭シームレス(株))の事業年度の末日は、平成18年2月28日である。

連結計算書類の作成に当たっては、当該事業年度に係る財務諸表を基礎としているが、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結計算書類上、必要な調整が行われている。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・ 時価のあるもの……主として期末日前1ヶ月間の市場価格の平均に基づく時価法

評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定

・ 時価のないもの……主として移動平均法による原価法

棚卸資産……主として総平均法による低価法(ただし、販売用土地及び住宅については個別法による原価法)

デリバティブ……時価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……建物は主として定額法、建物以外は主として定率法

無形固定資産……ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産は定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金

当社及び国内連結子法人等の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に1年間で費用処理し、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理している。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社と一部の国内連結子法人等は内規に基づく必要額を計上している。

##### (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外連結子法人等の資産及び負債と収益及び費用は期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。

##### (5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

##### (6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ会計を採用している。

なお、金利スワップにおいては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務
通貨スワップ	借入金、支払利息
金利スワップ	支払利息

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子法人等においては、デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替レートの変動リスク及び金利変動リスクを回避することを目的とする。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

(7)その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

役員賞与の会計処理は、利益処分方式によっている。

連結納税制度を適用している。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用している。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間、20年間で均等償却を行っている。ただし、重要性のないものについては一括償却している。

## 会計処理方法の変更

(固定資産の減損に係る会計基準の適用)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が適用されることになったことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用している。これにより税金等調整前当期純利益は3,799百万円減少している。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除している。

(数理計算上の差異の費用処理方法の変更)

当社及び一部の国内連結子法人等は、従来、退職給付会計における数理計算上の差異をその発生の翌連結会計年度に1年間で費用処理してきた。しかし、当初想定した範囲を上回る国内外の株式市況の高騰、下落などを背景に、每期多額の年金資産運用の利差損益(数理計算上の差異)が発生した。数理計算上の差異を1年間で費用処理することにより、営業費用に多額の数理計算上の差異に係る費用処理額が含まれることとなった結果、営業利益、経常利益、当期純利益の変動要因の相当部分を数理計算上の差異に係る費用処理額が占める状態になっている。このため、利益水準の変化が必ずしも事業業績の動向・評価を端的に表さないこととなり、表示の明瞭性から望ましくない状況を招いている。また、数理計算上の差異を長期間で費用処理する方法を採用することにより、株式市況の高騰、下落に起因する年金資産

運用の利益差、利差損を長期的に相殺する効果が生じるが、近年の年金資産運用の利差損益（数理計算上の差異）の発生状況を鑑みると、数理計算上の差異を長期安定的に費用処理していく本来の退職給付会計の考え方に、より適合する経済環境になってきている。

以上のような状況から、当連結会計年度以降に発生する数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理する方法に変更することとした。前連結会計年度に発生した数理計算上の差異は、従来どおり、当連結会計年度に1年間で全額を処理しているため、この変更に伴う当連結会計年度の損益に与える影響は無い。当連結会計年度に発生した数理計算上の差異（益23,604百万円）は、翌連結会計年度以降、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理するため、従来の1年間で全額を処理する方法によった場合に比較して、翌連結会計年度における退職給付費用は21,244百万円増加し、経常利益は19,639百万円減少し、税金等調整前当期純利益は19,639百万円減少する予定である。

## 注記事項

### 1. 連結貸借対照表の注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額		1,184,317百万円
(2)担保に供している資産		
建物及び構築物	1,984百万円	(1,120百万円)
機械装置及び運搬具	2,125百万円	(1,713百万円)
土地	1,471百万円	(1,374百万円)
有形固定資産のその他	50百万円	(48百万円)
上記の内、( )内は工場財団抵当並びに当該債務を示す。		
なお、上記のほか、投資有価証券当212百万円を取引保証金として取引先に差し入れている。		
(3)保証債務	15,569百万円	
(うち共同保証による実質他社負担額)		(8,420百万円)
(4)保証予約	2,646百万円	
(5)経営指導念書等	734百万円	
(6)受取手形割引高	296百万円	
(7)商法施行規則第124条第3号に規程する純資産額		85,384百万円

### 2. 連結損益計算書の注記

(1)販売費及び一般管理費の主要な費目	
運賃・保管料	32,554百万円
給与・賞与等	87,117百万円
研究開発費	35,832百万円
資産賃借料	28,072百万円

#### (2)減損損失

当社及び連結子法人等は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として製造工程、地域性、投資の意思決定範囲等を加味してグルーピングを行っている。遊休資産については個別の資産単位毎に把握している。

当連結会計年度においては、時価が下落している遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（3,799百万円）を減損損失として特別損失に計上している。

なお、当資産の回収可能価額は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額に基づき正味売却価額により測定している。

### 3. 退職給付関係

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び主要な国内連結子法人等は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、厚生年金基金制度、基金型確定給付企業年金制度、適格退職年金制度を採用または併用している。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合がある。一部の海外連結子法人等は確定給付型、または確定拠出型の制度を採用している。

#### (2) 退職給付債務に関する事項(平成18年3月31日現在)

退職給付債務	300,327百万円
年金資産	206,022百万円
未積立退職給付債務( + )	94,305百万円
未認識数理計算上の差異	23,619百万円
未認識過去勤務債務(債務の減額)	9,797百万円
連結貸借対照表計上額純額( + + )	127,721百万円
前払年金費用	3,896百万円
退職給付引当金( - )	131,617百万円

#### (3) 退職給付費用に関する事項(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

勤務費用(注)1、2	8,697百万円
利息費用	7,292百万円
期待運用収益	4,409百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2,726百万円
過去勤務債務の費用処理額	1,394百万円
退職給付費用( + + + + )	7,461百万円

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出金は控除している。

2. 簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用を含んでいる。

#### (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	2.5%
期待運用収益率	2.5%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
過去勤務債務の処理年数	主として10年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している)

数理計算上の差異の処理年数 1年

(発生の翌連結会計年度に1年間で費用処理している)

4. 1株当たりの当期純利益 42円46銭

## (ご参考)

### 連結剰余金計算書の要旨(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) (億円未満四捨五入)

科 目	金 額
1.資本剰余金期首残高	794 億円
2.資本剰余金増加高	0
3.資本剰余金期末残高	794
1.利益剰余金期首残高	2,956
2.利益剰余金増加高 (うち当期純利益)	597 (597)
3.利益剰余金減少高 (うち配当金)	128 (126)
4.利益剰余金期末残高	3,424

### 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) (億円未満四捨五入)

科 目	金 額
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,086 億円</b>
税金等調整前当期純利益	945
減価償却費	694
売上債権の増加額	164
棚卸資産の増加額	111
法人税等の支払額	291
その他	13
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>604</b>
固定資産取得による支出(有形・無形)	664
有形固定資産の売却による収入	88
投資有価証券の取得による支出	68
その他	41
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>309</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	4
現金及び現金同等物の増加額	178
現金及び現金同等物の期首残高	685
非連結子会社の連結化に伴う増加額	1
現金及び現金同等物の期末残高	864

## 貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	<b>(306 621)</b>
<b>流動資産</b>	<b>155 551</b>	<b>流動負債</b>	<b>102 695</b>
現金及び預金	252	支払手形	39
貯蔵品	57	短期借入金	9 000
前払費用	940	一年以内返済予定長期借入金	5 164
繰延税金資産	1 809	一年以内償還予定社債	23 000
未収入金	14 595	未払金	26 583
短期貸付金	2	未払法人税等	10 291
関係会社短期貸付金	96 392	未払費用	13 863
立替金	43 468	前受金	32
その他	102	預り金	3 850
貸倒引当金	2 066	代行支払関係支払手形	5 546
		その他	5 326
<b>固定資産</b>	<b>550 820</b>	<b>固定負債</b>	<b>203 927</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>67 536</b>	社債	84 000
建物	13 865	長期借入金	58 732
構築物	2 314	繰延税金負債	42 852
機械及び装置	938	退職給付引当金	17 855
車両及び運搬具	32	役員退職慰労引当金	452
工具器具及び備品	1 810	預り保証金	35
土地	47 840		
建設仮勘定	737	<b>(資本の部)</b>	<b>(399 749)</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>6 882</b>	<b>資本金</b>	<b>103 389</b>
ソフトウェア	6 401	<b>資本剰余金</b>	<b>79 433</b>
特許権等	481	資本準備金	79,396
<b>投資その他の資産</b>	<b>476 402</b>	その他資本剰余金	37
投資有価証券	146 069	自己株式処分差益	37
関係会社株式	252 548	<b>利益剰余金</b>	<b>170 008</b>
出資金	39	利益準備金	25 847
長期貸付金	46	任意積立金	101 634
関係会社長期貸付金	74 913	特別償却準備金	1 876
長期前払費用	83	固定資産圧縮積立金	10 758
その他	2 806	配当平均積立金	7 000
貸倒引当金	103	別途積立金	82 000
		当期末処分利益	42 526
<b>資産合計</b>	<b>706 371</b>	その他有価証券評価差額金	<b>64 222</b>
		<b>自己株式</b>	<b>17 301</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>706 371</b>

(注)

1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。
2. 関係会社に対する短期金銭債権……………153,800百万円  
関係会社に対する長期金銭債権…………… 74,921百万円  
関係会社に対する短期金銭債務…………… 9,970百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額……………29,017百万円
4. 国庫補助金による有形固定資産の圧縮記帳累計額…………… 705百万円
5. 保証債務……………28,009百万円  
（うち共同保証による実質他社負担額）……………( 957百万円 )  
（うち被再保証金額）……………( 23,680百万円 )  
連帯債務額のうち他の連帯債務者負担額…………… 676百万円  
保証予約…………… 5,114百万円  
（うち被再保証金額）……………( 5,114百万円 )  
経営指導念書等…………… 441百万円  
（うち被再保証金額）…………… ( 441百万円 )
6. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額…………… 64,222百万円

# 損益計算書 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
<b>(経常損益の部)</b>		
<b>営業損益の部</b>		
営業収益		42 649
関係会社受取配当金	33 691	
関係会社不動産賃貸収入	8 958	
営業費用		15 239
一般管理費	15 239	
<b>営業利益</b>		<b>27 410</b>
<b>営業外損益の部</b>		
営業外収益		4 412
受取利息及び配当金	3 950	
雑収入	462	
営業外費用		4 809
支払利息	2 105	
雑損失	2 704	
<b>経常利益</b>		<b>27 013</b>
<b>(特別損益の部)</b>		
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	194	5 928
固定資産売却益	5 734	
<b>特別損失</b>		
投資有価証券評価損	240	6 332
固定資産処分損	2 444	
減損損失	3 648	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>26 609</b>
法人税、住民税及び事業税		2 050
法人税等調整額		351
<b>当期純利益</b>		<b>29 010</b>
<b>前期繰越利益</b>		<b>20 516</b>
中間配当額		7 001
<b>当期未処分利益</b>		<b>42 526</b>

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

2. 関係会社との取引高
 

営業収益	42,649百万円
仕入高及び委託加工費等	4,741百万円
営業取引以外の取引高	6,951百万円
3. 一株当たりの当期純利益 20円67銭
4. 減損損失

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っている。遊休資産については個別の資産単位毎に把握している。

当期において、時価が下落している遊休資産(土地)について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(3,648百万円)を減損損失として特別損失に計上している。なお、当資産の回収可能価額は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額に基づく正味売却価額により測定している。

## 重要な会計処理方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの.....期末日前1ヶ月間の市場価格の平均に基づく時価法  
評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定  
時価のないもの.....移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法.....時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産.....建物は定額法、建物以外は定率法
  - (2) 無形固定資産.....ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法  
その他の無形固定資産は定額法
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。  
数理計算上の差異は、その発生時の翌年に1年間で費用処理し、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。
  - (3) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上している。  
なお、役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金である。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
6. ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ会計を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。
7. 消費税等の会計処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
8. 役員賞与の会計処理方法  
利益処分方式によっている。
9. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用している。

## 会計処理方法の変更

### (固定資産の減損に係る会計基準の適用)

当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設  
定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に  
係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が適  
用されることになったことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用している。これ

により税引前当期純利益は3,648百万円減少している。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除している。

(数理計算上の差異の費用処理方法の変更)

当社は、従来、退職給付会計における数理計算上の差異をその発生の翌期に1年間で費用処理してきた。しかし、当初想定した範囲を上回る国内外の株式市況の高騰、下落などを背景に、毎期多額の年金資産運用の利差損益(数理計算上の差異)が発生した。数理計算上の差異を1年間で費用処理することにより、営業費用に多額の数理計算上の差異に係る費用処理額が含まれることとなった結果、営業利益、経常利益、当期純利益の変動要因の相当部分を数理計算上の差異に係る費用処理額が占める状態になっている。このため、利益水準の変化が必ずしも事業業績の動向・評価を端的に表さないこととなり、表示の明瞭性から望ましくない状況を招いている。また、数理計算上の差異を長期間で費用処理する方法を採用することにより、株式市況の高騰、下落に起因する年金資産運用の利差益、利差損を長期的に相殺する効果が生じるが、近年の年金資産運用の利差損益(数理計算上の差異)の発生状況を鑑みると、数理計算上の差異を長期安定的に費用処理していく本来の退職給付会計の考え方に、より適合する経済環境になってきている。

以上のような状況から、当期以降に発生する数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理する方法に変更することとした。前期に発生した数理計算上の差異は、従来どおり、当期に1年間で全額を処理しているため、この変更に伴う当期の損益に与える影響は無い。当期に発生した数理計算上の差異(益2,753百万円)は、翌期以降、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理するため、従来の1年間で全額を処理する方法によった場合に比較して、翌期における退職給付費用は2,478百万円増加し、経常利益は2,478百万円減少し、税金等調整前当期純利益は2,478百万円減少する予定である。

(第1号議案に関する添付書類)

利益処分案

項 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	42 526 137 584 <sup>円</sup>
特別償却準備金取崩額	231 414 842
計	42 757 552 426
これを次の通り処分します。	
配 当 金	6 999 221 380
1株につき5円 (普通配当5円)	
役 員 賞 与 金	72 680 000
(うち監査役賞与金)	(18 300 000)
固定資産圧縮積立金	283 218 117
計	7 355 119 497
次 期 繰 越 利 益	35 402 432 929

(注) 当期は、7 000 713 300円(1株につき5円)の中間配当を実施致しました。

## 会計監査人の監査報告書謄本(連結)

### 独立監査人の監査報告書

平成18年5月2日

旭化成株式会社

代表取締役  
取締役社長 蛭田史郎 殿

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 林 公 司 ㊟  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 仲 澤 孝 宏 ㊟  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 北 川 哲 雄 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、旭化成株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第115期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従い旭化成株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に関する意見は次のとおりである。

会計処理方法の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計

基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会計処理方法の変更に記載のとおり、当営業年度において会社は、当営業年度以降に発生する数理計算上の差異の費用処理方法を、「発生時の翌営業年度に1年間で費用処理する方法」から「発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生した翌営業年度から費用処理する方法」に変更することとした。

この変更は、以下の理由に基づいて行ったものであり、相当と認める。

会社が当初想定した範囲を上回る国内外の株式市況の高騰、下落などを背景に、毎期多額の年金資産運用の利差損益(数理計算上の差異)が発生した。数理計算上の差異を1年間で費用処理することにより、営業費用に多額の数理計算上の差異に係る費用処理額が含まれることとなった結果、営業利益、経常利益、当期純利益の変動要因の相当部分を数理計算上の差異に係る費用処理額が占める状態になっている。このため、利益水準の変化が必ずしも事業業績の動向・評価を端的に表さないこととなり、表示の明瞭性から望ましくない状況を招いている。また、数理計算上の差異を長期間で費用処理する方法を採用することにより、株式市況の高騰、下落に起因する年金資産運用の利差益、利差損を長期的に相殺する効果が生じるが、近年の年金資産運用の利差損益(数理計算上の差異)の発生状況を鑑みると、数理計算上の差異を長期安定的に費用処理していく本来の退職給付会計の考え方に、より適合する経済環境になってきている。以上のような状況から、会社は、当営業年度以降に発生する数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生した翌営業年度から費用処理する方法に変更することとした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本(連結)

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第115期営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表及び連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人中央青山監査法人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月8日

旭化成株式会社 監査役会

常勤監査役 土屋 友 二 (印)

常勤監査役 中 前 憲 二 (印)

監 査 役 坂 本 秀 文 (印)

監 査 役 和 食 克 雄 (印)

(注) 監査役坂本秀文及び監査役和食克雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 会計監査人の監査報告書謄本(単独)

### 独立監査人の監査報告書

平成18年5月2日

旭化成株式会社

代表取締役  
取締役社長 蛭田史郎 殿

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 林 公 司 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 仲 澤 孝 宏 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北 川 哲 雄 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、旭化成株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第115期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に関する意見は次のとおりである。

会計処理方法の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より

「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会計処理方法の変更に記載のとおり、当営業年度において会社は、当営業年度以降に発生する数理計算上の差異の費用処理方法を、「発生時の翌営業年度に1年間で費用処理する方法」から「発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生する翌営業年度から費用処理する方法」に変更することとした。

この変更は、以下の理由に基づいて行ったものであり、相当と認める。

会社が当初想定した範囲を上回る国内外の株式市況の高騰、下落などを背景に、每期多額の年金資産運用の利差損益(数理計算上の差異)が発生した。数理計算上の差異を1年間で費用処理することにより、営業費用に多額の数理計算上の差異に係る費用処理額が含まれることとなった結果、営業利益、経常利益、当期純利益の変動要因の相当部分を数理計算上の差異に係る費用処理額が占める状態になっている。このため、利益水準の変化が必ずしも事業業績の動向・評価を端的に表さないこととなり、表示の明瞭性から望ましくない状況を招いている。また、数理計算上の差異を長期間で費用処理する方法を採用することにより、株式市況の高騰、下落に起因する年金資産運用の利差益、利差損を長期的に相殺する効果が生じるが、近年の年金試算運用の利差損益(数理計算上の差異)の発生状況を鑑みると、数理計算上の差異を長期安定的に費用処理していく本来の退職給付会計の考え方に、より適合する経済環境になってきている。以上のような状況から、会社は、当営業年度以降に発生する数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生する翌営業年度から費用処理する方法に変更することとした。

- (3) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本(単独)

### 監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第115期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、グループとしての内部統制システムの整備・運用状況、CSRへの取り組み状況(法令等遵守、環境保全・保安防災等)関係会社管理体制及び海外事業のリスク管理体制を重点監査項目として設定しました。監査の方法としては、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、各事業会社及び主要な関係会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人中央青山監査法人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社による無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

なお、当社グループは「分社・持株会社制」を採用していますので、内部監査部門及び事業会社等の監査役と定期的に連絡会を開催し、グループとしての内部統制の有効性を、確認しております。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社による無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月8日

旭化成株式会社 監査役会

常勤監査役 土屋 友 二 (印)

常勤監査役 中 前 憲 二 (印)

監 査 役 坂 本 秀 文 (印)

監 査 役 和 食 克 雄 (印)

(注) 監査役坂本秀文及び監査役和食克雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 第115期利益処分案承認の件

議案の内容は、第1号議案に関する添付書類(34頁)に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、当期の業績、経営環境および企業体質の強化などを総合的に勘案し、当期の利益配当金を1株につき5円とさせていただきますと存じます(当期は1株につき5円の間配当を実施しておりますので、これにより当期の配当額は合せて、1株につき年10円となります。)

また、当期末時点の取締役7名および監査役4名に対し、役員賞与総額72,680,000円(取締役分54,380,000円、監査役分18,300,000円)を支給することといたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の趣旨および理由

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年同第87号)ならびに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)および会社計算規則(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の項目について所要の変更を行うものであります。
  - ・ 単元未満株主の権利(変更案第8条)
  - ・ 株主総会参考書類等のインターネットによる開示等(変更案第15条)
  - ・ 書面または電磁的記録による取締役会決議(変更案第24条)
  - ・ 社外監査役との責任限定契約(変更案第35条第2項)
  - ・ 剰余金の配当等についての取締役会の決議による実施(変更案第37条)
  - ・ 以上の他、会社法に基づく公開会社として必要な規定の加除、修正など
- (2) 周知性の向上を図るため、電子公告制度を採用するものであります(変更案第5条)。
- (3) その他、条文の移設および削除などの所要の変更ならびに表現、字句等の整理を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第1条 当社は旭化成株式会社と称し、英文ではASAHI KASEI CORPORATIONと表示する。	(商号) 第1条 当社は、旭化成株式会社と称し、英文では、ASAHI KASEI CORPORATIONと表示する。
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)  <b>第3条</b> 当社は本店を大阪市に置く。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地)  <b>第3条</b> 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(機関)  <b>第4条</b> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。  (1) 取締役会  (2) 監査役  (3) 監査役会  (4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)  <b>第4条</b> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)  <b>第5条</b> 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>(株式の総数)  <b>第5条</b> 当社が発行する株式の総数は、40億株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>(発行可能株式総数)  <b>第6条</b> 当社の発行可能株式総数は、40億株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)  <b>第6条の2</b> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)  <b>第6条</b> 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)  <b>第7条</b> 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。  当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)  <b>第7条</b> 当社の単元株式数は、1,000株とする。  2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)  <b>第8条</b> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができる。  (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利  (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し)  <b>第7条の2</b> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)  <b>第9条</b> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><b>第8条</b> 当社は毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主(以下株主というときは実質株主を含む。定もって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><b>第9条</b> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><b>第10条</b> 当会社の株式の種類、並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p><b>第11条</b> 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>株主総会は、本店の所在地、東京都千代田区又はこれらに隣接する地にてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><b>第12条</b> 株主総会は、代表取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>代表取締役会長が空席のとき、又は支障あるときは、代表取締役社長がこれに当り、代表取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議により、他の取締役がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><b>第10条</b> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><b>第11条</b> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p><b>第12条</b> 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店の所在地、東京都千代田区またはこれらに隣接する地にて招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><b>第13条</b> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><b>第14条</b> 株主総会は、代表取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役会長が空席のときまたは支障あるときは、代表取締役社長がこれに当り、代表取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><b>第15条</b> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><b>第13条</b> 株主総会の決議は法令、又は本定款に別段の定めがある事項のほか、出席した株主の議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><b>第16条</b> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><b>第14条</b> 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><b>第17条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(定員)</p> <p><b>第15条</b> 当会社の取締役は、12名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p><b>第18条</b> 当会社の取締役は、12名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p><b>第16条</b> 取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p><b>第19条</b> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p><b>第17条</b> 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p><b>第20条</b> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(補欠選任)</p> <p><b>第18条</b> 取締役が任期満了前に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り、これを延期し、又は行わないことができる。</p> <p>前項により選任された取締役の任期は、退任した者の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(代表取締役及び付取締役等)</p> <p><b>第19条</b> 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>代表取締役が複数の場合、取締役会の決議により、代表取締役の職務の分担を定めることができる。</p> <p>取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</p> <p>取締役会はその決議により、名誉会長を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および付取締役等)</p> <p><b>第21条</b> 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役が複数の場合、取締役会の決議により、代表取締役の職務の分担を定めることができる。</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p> <p>4 取締役会は、その決議により、名誉会長を定めることができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p><b>第20条</b> 取締役会は、取締役により構成し、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、重要な業務の執行を決定する。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)  <b>第21条</b> 取締役会は、代表取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>代表取締役会長が空席のとき又は支障あるときは、代表取締役社長がこれに当り、代表取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(招集の通知、決議の方法)  <b>第22条</b> 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日より7日前に発する。但し、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。  取締役会の決議は、取締役総数の過半数が出席し、取締役総数の過半数によりこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)  <b>第23条</b> 取締役会に関しては法令、又は本定款に別段の定めがある事項のほか、取締役会規程による。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の責任免除)  <b>第23条の2</b> 当社は、取締役会の決議により、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、社外取締役との間に、商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会  (定員)  <b>第24条</b> 当社の監査役は、7名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)  <b>第25条</b> 監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集者および議長)  <b>第22条</b> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役会長が空席のときまたは支障あるときは、代表取締役社長がこれに当り、代表取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(招集の通知、決議の方法)  <b>第23条</b> 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日から7日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役会の決議は、取締役総数の過半数が出席し、取締役総数の過半数により行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)  <b>第24条</b> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)  <b>第25条</b> 取締役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)  <b>第26条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。))は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  <b>第27条</b> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。))の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会  (員数)  <b>第28条</b> 当社の監査役は、7名以内とする。</p> <p>(選任方法)  <b>第29条</b> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)  <b>第26条</b> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新 設)</p>	<p>(任期)  <b>第30条</b> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(補欠選任)  <b>第27条</b> 監査役が任期満了前に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り、これを延期し、又は行わないことができる。  前項により選任された監査役の任期は、退任した者の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削 除)  (削 除)</p>
<p>(常勤監査役)  <b>第28条</b> 監査役は、互選により常勤監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)  <b>第31条</b> 監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会)  <b>第29条</b> 監査役会は、監査役により構成し、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役の職務の執行に関する重要な事項を協議し、又は決定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(招集の通知、決議の方法)  <b>第30条</b> 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日より7日前に発する。但し、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。  監査役会の決議は、法令に別段の定めがある事項を除き、監査役総数の過半数によりこれを行う。</p>	<p>(招集の通知、決議の方法)  <b>第32条</b> 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日から7日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。  2 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある事項を除き、監査役総数の過半数によりこれを行う。</p>
<p>(監査役会規程)  <b>第31条</b> 監査役会に関しては法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役会規程による。  (新 設)</p>	<p>(監査役会規程)  <b>第33条</b> 監査役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役会規程による。</p>
<p>(監査役の責任免除)  <b>第31条の2</b> 当社は、取締役会の決議により、監査役の責任を法令の限度において免除することができる。  (新 設)</p>	<p>(報酬等)  <b>第34条</b> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)  <b>第35条</b> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(営業年度及び計算) <b>第32条</b> 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日に決算を行う。	(事業年度) <b>第36条</b> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) <b>第37条</b> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
(利益配当金) <b>第33条</b> 利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に分配する。	(剰余金の配当の基準日) <b>第38条</b> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(新 設)	2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
(新 設)	3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) <b>第34条</b> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をすることができる。	(削 除)
(除斥期間) <b>第35条</b> 利益配当金及び前条の金銭の分配金が支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は、その支払の義務を免れる。	(配当金の除斥期間) <b>第39条</b> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
付 則	(削 除)
(外貨建社債についての名義書換代理人) <b>第36条</b> 当社は、その発行する外貨建社債につき必要に応じ外国に名義書換代理人を置くことができる。	

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役山口信夫、蛭田史郎、伊藤一郎、甲賀国男、渋川賢一、水谷茂、辻田清の7氏は任期満了となりますので、取締役8名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所 有 する 当社株式の数	略歴ならびに当社の取締役であるときの地位および担当 (他の法人等の代表状況)
1	山 口 信 夫 (大正13年12月23日生)	55,000株	昭和27年4月 当社入社 昭和51年6月 当社取締役 昭和53年11月 当社常務取締役 昭和56年6月 当社代表取締役(現在) 同取締役副社長 平成4年4月 当社取締役会長(現在)
2	蛭 田 史 郎 (昭和16年12月20日生)	93,000株	昭和39年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成10年6月 当社エレクトロニクス事業部門長 平成11年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役副社長 平成15年4月 当社代表取締役(現在) 同取締役社長(現在) 平成15年6月 同社長執行役員(現在) 平成17年4月 当社研究開発本部長兼務 平成17年8月 当社新事業本部長兼務
3	伊 藤 一 郎 (昭和17年7月6日生)	24,000株	昭和41年4月 当社入社 平成12年6月 当社経営計画管理部長 平成13年6月 当社取締役 平成15年2月 当社常務取締役 平成15年6月 当社取締役(現在) 同専務執行役員 平成17年10月 当社内部統制整備プロジェクト長 兼務(現在) 平成18年4月 当社副社長執行役員(現在) ・経営戦略・経理財務担当  〔他の法人等の代表状況〕 旭ファイナンス株式会社代表取締役社長 南仙台開発株式会社代表取締役社長(注1)
4	甲 賀 国 男 (昭和18年10月17日生)	38,000株	昭和43年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役(現在) 平成11年6月 当社環境安全・生産技術本部長 平成14年6月 当社延岡支社長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年4月 当社常務執行役員 平成18年4月 当社専務執行役員(現在) ・環境安全・生産技術・PL担当  〔他の法人等の代表状況〕 旭化成エンジニアリング株式会社代表取締役社長
5	渋 川 賢 一 (昭和18年9月7日生)	39,000株	昭和42年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 同化成品・樹脂事業部門長補佐 平成13年6月 当社機能化学品カンパニー社長 平成13年11月 当社機能性コーティング原料事業 部長兼務 平成15年5月 旭化成ケミカルズ株式会社取締役 平成15年6月 当社取締役退任、同執行役員 平成15年9月 当社執行役員退任 平成15年10月 旭化成ケミカルズ株式会社専務執 行役員 平成16年4月 当社常務執行役員(現在) 平成16年6月 当社取締役(現在) ・総務・購買・コンプライアンス担当

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の取締役であるときの地位および担当 (他の法人等の代表状況)
6	水谷 茂 (昭和21年10月26日生)	14,000株	昭和46年4月 当社入社 平成11年10月 当社機能樹脂事業部長 平成14年1月 当社機能樹脂生産センター長 平成15年4月 当社機能樹脂・コンパウンドカンパニー社長 平成15年5月 旭化成ケミカルズ株式会社取締役 平成15年10月 旭化成ケミカルズ株式会社執行役員・機能樹脂事業部長 平成16年4月 当社執行役員(現在)・延岡支社長(現在) 平成16年6月 当社取締役(現在) ・環境安全・生産技術・PL 担当補佐  [他の法人等の代表状況] 株式会社ケーブルメディアワイワイ代表取締役社長(注2)
7	明石 景泰 (昭和20年9月2日生)	5,000株	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 旭化成電子株式会社代表取締役社長 平成15年5月 旭化成エレクトロニクス株式会社取締役 平成15年10月 旭化成エレクトロニクス株式会社執行役員 平成16年4月 旭化成エレクトロニクス株式会社副社長執行役員 当社執行役員兼務(現在) 平成16年10月 当社美装・表示材料マーケティングセンター長兼務 平成18年4月 当社新事業本部長兼務(現在)
8	辻田 清 (昭和23年4月16日生)	11,000株	昭和46年4月 当社入社 平成14年6月 当社人事部長 平成15年6月 当社戦略人事室長 平成16年4月 当社執行役員(現在) 平成16年7月 当社人事労務センター長兼務 平成17年4月 当社人財・労務部長(現在) 平成17年6月 当社取締役(現在) ・人財・労務担当

- (注) 1. 当社は、南仙台開発株式会社に対し、貸付を行っております。  
 2. 当社は、株式会社ケーブルメディアワイワイの借入金に対する債務保証を行っております。  
 3. 注記ある候補者を除き、候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が欠けた場合に備え、補欠監査役2名をご選任願いたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本間啓司氏は、監査役和食克雄氏の、三宅雄一郎氏は、監査役坂本秀文氏の、それぞれ補欠候補者であり、両氏とも会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社株式の数	略歴ならびに当社の監査役であるときの地位および担当 〔他の法人等の代表状況〕
1	本間啓司 (昭和12年2月21日生)	1,000株	昭和34年4月 日本軽金属株式会社入社 昭和37年12月 公認会計士試験合格 昭和53年8月 公認会計士登録 平成2年6月 日本軽金属株式会社取締役 平成5年6月 同社常勤監査役 平成13年6月 同社顧問(現在)
2	三宅雄一郎 (昭和22年8月8日生)	11,412株	昭和47年4月 最高裁判所司法研修所終了 昭和47年4月 弁護士登録 三宅法律事務所入所(現在に至る)

- (注)1. 本間啓司氏と当社との間には特別な利害関係はありません。  
2. 三宅雄一郎氏は、当社と顧問契約および訴訟委任契約を締結しております。

## 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役および監査役の報酬額は、取締役については平成15年6月27日開催の第112期定時株主総会において、「月額3,000万円以内」として、監査役については平成6年6月29日開催の第103期定時株主総会において、「月額1,000万円以内」として、それぞれご承認をいただき今日に至っておりますが、報酬額の基準を月額から年額に改めるとともに、それぞれ定款に定める定員に相当する金額に改めることとし、取締役の報酬額を「年額5億円以内」、監査役の報酬額を「年額1億5,000万円以内」に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬額には従来の役員賞与を含み、また取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬・賞与は含まないものとしたいたしと存じます。

現在の取締役の員数は7名、監査役の員数は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は8名となります。

また、定款では取締役は12名以内、監査役は7名以内と定められております。

以上

